

# 法科大学院の成績と新司法試験の成績との 関連性に関する調査

## 報 告 書

(付 : 調査結果について)

平成 20 年 7 月

法科大学院協会  
早稲田大学法務教育研究センター



## はしがき

本報告書は、2007年5月に「法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を協議すること」を目的として設置された「法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会」（以下、「五者協議会」という）のもとで、法科大学院協会が主体となって実施した2007年新司法試験に関する「法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査」の結果をまとめたものである。

五者協議会のもとに置かれた「法科大学院における成績、司法試験における成績等の関連性を検証し、その在り方を協議するためのワーキンググループ」（検証ワーキンググループ）に提出した報告書と、それを受けたワーキンググループにおける議論を踏まえつつ法科大学院協会がとりまとめた「法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査・調査結果について」と題する補足文書とからなる。

本調査は、実施事務局を早稲田大学法務教育研究センターに置き、同センターと法科大学院協会連携協議委員会との密接な連携・協力のもと、平成19年度及び同20年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業として実施され、現在も継続中である。2007年新司法試験に関する調査に引き続き、2008年新司法試験に関する調査の準備が進められている。

本報告書は、法科大学院協会が五者協議会に提出する報告書であるが、同時に、2年計画で行われているパイロット調査の折り返しにあたり、現時点までの作業で明らかとなつた調査の成果と課題とを関係者間で広く共有し、今後の調査の準備・検討に資することを目的として編まれたものもある。

本報告書が、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携のあり方に関する建設的な議論とそのための検証のあり方の検討にとって一助となれば幸いである。



# 法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査 報告書

## 目 次

### はじめに

1 調査の背景 .....	1
2 調査の目的と意義・限界 .....	2

### I 調査の方法

1 データの収集 .....	5
2 データの加工と分析 .....	7

### II 調査の結果

1 調査対象者の新司法試験の成績及び法科大学院の成績の概要 ..	15
2 新司法試験の合否結果と法科大学院の成績 .....	16
3 新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関 .....	16

### III 調査結果に関する所見

1 2006年修了者と2007年修了者 .....	18
2 未修者と既修者 .....	20
3 分野別・科目別 .....	21
4 論文式試験と短答式試験 .....	22

### IV 今後の課題

1 調査結果の意味・評価 .....	31
2 調査方法に関する問題 .....	32
3 終わりに .....	34

資料編 .....	35
-----------	----



## はじめに

### 1 調査の背景

#### (1) 新しい法曹養成制度と法科大学院・司法試験

司法制度改革審議会は、2001年6月に公にした意見書において、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成する方策について、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべきである」との基本的方向を打ち出し、「その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設ける」こと、「司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替える」ことを提言した。

これを受け、翌2002年秋の国会において、「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律」、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（以下、「連携法」という）及び「学校教育法の一部を改正する法律」が成立し、法科大学院制度と法科大学院修了者に受験資格が与えられる新しい司法試験制度が導入された。

新たに整備された法曹養成制度における法科大学院教育と司法試験とは、1つの「プロセス」をなすものとして、有機的に連携することが求められる。この点で、改革の原点となつた司法制度改革審議会意見書は、法科大学院教育に対しては、「司法試験……との有機的な連携を図るものとすること」を求め、また、司法試験制度に対しては、「法科大学院において充実した教育が行われ、かつ厳格な成績評価や修了認定が行われることを前提」としたうえで、「新司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に新司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とする」との理念を提示していた。このような制度設計の基本思想を受けて、連携法も、司法試験の在り方について、「法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となるとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと」と定めている（2条2号）。

#### (2) 連携協議機関の設置と法科大学院協会による検証作業の実施

法科大学院の教育課程は、2004年4月に始動し、2年を経た2006年には、修業年限が短縮された法学既修者の課程から、初めての修了者が送り出された。同年実施された第1回の新司法試験では、法科大学院修了者2,091名が受験し、1,009名が最終合格した。翌2007年には、3年間の標準修業年限による法学未修者の課程からも修了者が送り出され、同年実施された第2回の新司法試験では、法科大学院修了者4,607名が受験し、1,851名

が最終合格した。

このように新たな法曹養成制度が実際の営みを始動したもとで、2007年春、法科大学院協会、文部科学省、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会の五者は、連携法の理念に従い、法曹の養成に関する機関の密接な連携を図りつつ、「法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を協議することを目的」として、協議会（以下、「五者協議会」という）を設置した。五者協議会は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保が現実の課題となつたもとで、そのための方策の一環として、法科大学院における成績と司法試験における成績との関連性の検証を実施することとし、そのためのワーキンググループ（以下、「検証ワーキンググループ」という）を設置した。

検証ワーキンググループにおいて、法科大学院協会は、「司法試験の成績と各法科大学院における成績との関連性を検証するための資料を調整し、これを他のメンバーに報告する責任」を負った。新しい法曹養成制度のもとで求められる法科大学院教育と司法試験との有機的連携のあり方を具体的に検討するにあたっては、それに関する実状を把握し、その成果を関係者の間において共有することが、議論の出発点として、何よりも重要である。そのための取り組みは、「大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする」との連携法4条の規定を待つまでもなく、新しい法曹養成制度の中核に位置する法科大学院が、自ら積極的に果たすべき責務といえる。「法科大学院相互の協力を促進して法科大学院における教育水準の向上をはかり、もって優れた法曹を養成し、社会に貢献する」ことを目的とし（法科大学院協会規約3条）、「法科大学院が行う法学教育の内容及び教育条件整備の検討と提言」や「司法試験のあり方に関する検討と提言」を行うことをその事業とする（同規約4条）法科大学院協会が、検証ワーキンググループにおいて、主導的役割を受けたのは、以上のような認識に基づく。本報告書は、法科大学院協会が検証ワーキンググループに報告する調査結果をまとめたものである。

## 2 調査の目的と意義・限界

### （1）調査の目的

法科大学院における成績と新司法試験の成績との関連性の検証は、法科大学院を修了し新司法試験を受験した者の法科大学院在学時の学業成績と新司法試験の成績との関係を統計的手法を用いて分析することを内容とする。その主要な目的は、上述のとおり、新しい法曹養成制度の理念に即した法科大学院教育と新司法試験との有機的な連携のあり方を検討する前提として、両者の関係に関する実状を把握するとともに、法科大学院のあり方と新司法試験のあり方の双方について、自己点検の素材を提供することにある。

もっとも、このような調査は、モデルとし得る類例に乏しく、有益な調査を行うためには、検証の視点、収集すべき資料の種類・内容、統計処理の手法、作業の実施手順・体勢等、調査の方法そのものの検討も必要である。そこで、手始めとして 2007 年新司法試験に関しては、協力校を絞って試行的に調査を実施し、考え得る様々な項目について広くデータを収集するとともに、今後の調査に向けた課題の把握に努めることとした。

## （2）調査の意義と限界

本調査は、試行的であるにせよ、高等教育機関としての大学における法学教育と司法試験との関連性を統計的手法を用いて客観的に分析するものである点で、わが国に類例のない、それ自体として大きな意義を持つものである。しかし、その反面として、本調査には、一定の限界も含まれており、調査結果の適切な理解・利用のためには、留意を要する点も少なくない。

第 1 に、本調査は、法科大学院教育と新司法試験との有機的連携のあり方を検討する一環として実施されたものであるが、調査結果に示された統計的数値は、直ちにそのような有機的連携の達成度を示すものではない。

新しい法曹養成制度のもとで、法科大学院が担うべき教育の内容は多岐にわたる。それ故、修了者が法科大学院教育を通じて獲得した資質・能力は、在学時の授業科目の成績という数値のみで、その全容が表現し尽くされるものではない。また、新司法試験も、様々な工夫が施されているとはいえ、筆記試験としての限界は免れ得ず、試験科目が限られていることも考え合わせれば、その成績で、法科大学院が担うべき多様な教育の成果すべてを測定し得るものではない。これらの点を考慮すれば、仮に法科大学院の成績と新司法試験の成績との間に 100% の相関が見られることがあったとしても、それをもって新しい法曹養成制度の理念に即した望ましい結果であると評価することは、短絡的に過ぎる。そのことは、法科大学院の成績と新司法試験の成績との相関の数値を高める最短の方法が、法科大学院の成績を新司法試験類似の筆記試験で一元的に評価することであるということに思いを致せば、容易に理解されるはずである。

第 2 に、本調査は、協力校を絞り、2007 年新司法試験の結果のみを対象として実施したものである。このように調査の範囲が限られている分、調査対象者個人や試験の出題内容等に関わる偶然的な事情が本調査の結果に影響を及ぼしている可能性も少くない。それ故、データの蓄積を待つことなく、本調査の結果のみから、法科大学院教育と新司法試験との連携という一般的なテーマについて何らかの結論を導くことは、厳に慎まれなければならない。

第 3 に、本調査は、法科大学院教育も新司法試験も、ともに絶えず改善を求められる形で途上にあるということを前提に、両者の連携のよりよいあり方を模索するため、議論の

基礎となる1つのデータを提供しようとするものである。それ故、本調査の結果から両者の連携のあり方を論じるにあたり、法科大学院教育と新司法試験のいずれか一方を固定的な尺度とし、他方の有効性を評価するようなことがあれば、本調査の利用方法として適切とはいえないばかりか、かえって両者の連携のあり方を歪める結果ともなりかねない。このことは、とりわけ、両者の間に相関がないという調査結果が得られた場合に注意を要する。そのような場合、両者のいずれか一方を不動の物差しとして、他方が適切に機能していないという否定的な評価を下しがちであるが、それはあってはならないことである。確かに、相関がないという調査結果は、法科大学院教育と新司法試験との連携のあり方に問題を示唆するものであるかもしれない。しかし、仮にそうであるとしても、それは、問題の所在まで明らかにするものではない。そこに示唆された問題は、法科大学院教育の側と新司法試験の側との双方の点検を通じ、究明され改善されるべきものである。

法科大学院教育と新司法試験との間の有機的な連携のあり方については、関係機関の不斷の努力により検証が積み重ねられるべきであり、本調査で示されるような数量的データが、そのための客観的な基礎資料となることは疑いない。しかし、調査結果が示す客観的な数値が、法科大学院教育と新司法試験との間の有機的な連携のあり方というテーマにとって何を意味するかについては、決して単年度の調査結果のみから明らかになるものではなく、データの蓄積による比較対照や、数字の背後にある内容に立ち入った質的な分析を行うことが併せて必要となる。それ故、本調査の結果から、法科大学院教育と新司法試験との間の有機的な連携のあり方について、短絡的な評価を下すことは厳に控えられなければならない。

以上のように、検証の目的を十全に達するためには、法科大学院教育に対する認証評価など他の制度との連携も図りつつ、データを積み重ねることが求められる。本調査は、そのための1つの準備作業である。

## I 調査の方法

本章では、法科大学院協会による本調査の手順・方法を示す。

### 1 データの収集

#### (1) 協力校

法科大学院協会では、全国の法科大学院 74 校（法科大学院協会の会員校でもある）の中から、その規模や所在地、設置主体等を考慮しつつ、6 校の協力校を選定した。協力校に対しては、大学名を公表しないことを条件に、調査への協力を依頼し、その承諾を得た。

調査にあたり協力校の匿名性保持を重要視したのは、協力校が特定されると、①調査対象者個人が特定され、個人情報保護の要請が全うできなくなるおそれがあること、②各大学において新司法試験の成績との相関を意識するあまり法科大学院教育のあり方に悪影響が及ぶおそれがあること、を考慮したことによる。

【表 2-1】は、協力校の規模と学生構成を示したものである。法科大学院の規模を表す一般的な基準は存在しないが、【表 2-1】では、入学定員 50 名以下の法科大学院を小規模校、入学定員 51 名以上 100 名以下の法科大学院を中規模校、入学定員 101 名以上の法科大学院を大規模校と表示した。この分類によれば、全国の法科大学院は、小規模校 35 校、中規模校 29 校、大規模校 10 校となる。

【表 2-1】協力校の概要

大学	規模	学生構成 (既修・未修の割合)
1	中規模校	既修>未修
2	中規模校	未修>既修
3	小規模校	未修>既修
4	中規模校	未修>既修
5	大規模校	既修>未修
6	大規模校	未修>既修

#### (2) 調査対象者と成績データ

調査は、協力校の法科大学院修了者で 2007 年新司法試験を受験した者すべてを対象とした。

調査に当たっては、司法試験の事務を所管する法務省から各協力校に対し、調査対象者の新司法試験の成績データが提供された。提供された新司法試験の成績データの内容は、

短答式試験の科目別（公法系科目、民事系科目、刑事系科目）の得点、論文式試験の科目別（公法系科目、民事系科目、刑事系科目、選択科目）の得点及びその合計点と順位、総合評価の得点及び順位である（これらのデータは、受験者本人に通知される成績情報と一致する）。ただし、新司法試験では、短答式試験による一次評価が行われ、短答式試験の合格に必要な成績を得た者（一次評価合格者）についてのみ、短答式試験と論文式試験の総合評価が行われるため、短答式試験の合格に必要な成績を得られなかった者（一次評価不合格者）については、論文式試験及び総合評価に関する成績データは存在しない。

新司法試験の成績データの提供を受けた協力校では、調査対象者について、新司法試験の成績データのうち順位データを除いた得点データと法科大学院の成績データとを連結したうえ、法科大学院修了年度、既修・未修の課程の別、新司法試験の結果（総合評価合格、一次評価合格〔総合評価不合格〕、一次評価不合格）に関するデータを付け加えた一覧表（個人が特定できないよう匿名措置を施したもの）を作成し、法科大学院協会による分析に提供した。

一覧表において提供された法科大学院の成績データは、協力校において個別の授業科目ごとに記録された成績であり、その形式は、協力校のうち 5 校では 100 点満点の得点形式、1 校では 5 段階（A+、A、B、C〔以上合格〕、D〔不合格〕の 5 段階）の段階評価形式であった。個別の授業科目については、一覧表において、単位数、必修・選択の別、科目の分類（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の別）が明示され、新司法試験の選択科目に対応する科目については、その旨が表示された。

### （3）調査対象者の概要

協力校から成績データが提供された調査対象者の総数は、608 名であった。この中には、2006 年修了者と 2007 年修了者が含まれる。

法科大学院の課程の標準修業年限は、3 年であるが、法学の基礎的な学識を有すると認められた者（既修者）については、2 年間の在学で課程を修了することが可能である。2006 年修了者は、法科大学院が設立された 2004 年に既修者として入学し、法科大学院における 2 年間の課程を修了した者であり、2007 年修了者は、2004 年に未修者（既修者以外）として入学し法科大学院における 3 年間の課程を修了した者と 2005 年（あるいは 2004 年）に既修者として入学し、法科大学院における 2 年間の課程を修了した者とからなる。

なお、調査対象者は、2007 年新司法試験の受験者に限られる。2007 年新司法試験を受験しなかった者はこれに含まれないから、調査対象となった 2007 年修了者と協力校の 2007 年修了者とは、完全に一致するわけではない。

【表 2-2】は、調査対象者の内訳である（調査対象者の中には、2006 年 9 月修了者が若干名含まれていたが、これらの者は 2006 年修了者に分類した）。

前述したとおり、新司法試験では、短答式試験による一次評価が行われるため、短答式試験に関する成績データは、すべての調査対象者について存在するが、論文式試験及び総合評価に関する成績データは、一次評価合格者についてしか存在しない。そこで、表中の（ ）内に、一次評価合格者の数を内数で示した。

【表 2-3】は、一次評価合格者の選択科目別の人数である。

【表 2-2】調査対象者の内訳

調査対象者総数	608 人 (479 人)	2006 年修了者		既修者	106 人 (94 人)
		2007 年修了者		既修者	174 人 (145 人)
			502 人 (385 人)	未修者	328 人 (240 人)

【表 2-3】一次評価合格者の選択科目別人数

		倒産法	租税法	経済法	知的財産法	労働法	環境法	国際関係(公法)	国際関係(私法)
2006 年修了者		14 人	5 人	3 人	21 人	38 人	6 人	2 人	5 人
2007 年修了者	既修者	23 人	14 人	20 人	31 人	38 人	13 人	3 人	3 人
	未修者	66 人	13 人	24 人	45 人	63 人	14 人	6 人	9 人
	合計	89 人	27 人	44 人	76 人	101 人	27 人	9 人	12 人
総計		103 人	32 人	47 人	97 人	139 人	33 人	11 人	17 人

## 2 データの加工と分析

### （1）新司法試験の成績に関するカテゴリ

新司法試験は、公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目）、刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目）を必須科目とし、これらについて短答式試験と論文式試験が行われる。また、専門的な法律の分野に関する科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）を選択科目とし、これらの中から選択された 1 科目について論文式試験が行われる。

法務省から提供された成績データの内容は、前述のとおりであったが、分析にあたり法

科大学院の成績と対比すべき新司法試験の成績として、【表 2-4】に示すようなカテゴリを設けた。

【表 2-4】新司法試験の成績に関するカテゴリ

カテゴリ		内容
合否結果		1 : 総合評価合格 2 : 一次評価合格(総合評価不合格) 3 : 一次評価不合格
総合成績	総合評価得点(総合成績〔総合〕)	1750 点満点【法務省より提供】
	短答式試験合計点(総合成績〔短答〕)	350 点満点【①+③+⑤で算出】
	論文式試験合計点(総合成績〔論文〕)	800 点満点【法務省より提供】
科目別成績	公法系科目	総合点 【①+ (②×1400／800) で算出】
		短答式試験得点(①) 100 点満点【法務省より提供】
		論文式試験得点(②) 200 点満点【法務省より提供】
	民事系科目	総合点 【③+ (④×1400／800) で算出】
		短答式試験得点(③) 150 点満点【法務省より提供】
		論文式試験得点(④) 300 点満点【法務省より提供】
	刑事系科目	総合点 【⑤+ (⑥×1400／800) で算出】
		短答式試験得点(⑤) 100 点満点【法務省より提供】
		論文式試験得点(⑥) 200 点満点【法務省より提供】
	選択科目	論文式試験得点(⑦) 100 点満点【法務省より提供】

\* 総合評価は、短答式試験の得点と論文式試験の得点を 1 : 4 の比重で合算した総合点による。

論文式試験は 800 点満点であり、短答式試験は 350 点満点であるから、総合評価得点は、次の

算式により、算出される。

$$\text{総合評価得点} = \text{短答式試験得点} + [\text{論文式試験得点} \times (\text{短答式試験満点} \times 4 / \text{論文式試験満点})]$$

$$= \text{短答式試験得点} + (\text{論文式試験得点} \times 1400 / 800)$$

この算式は、さらに次のように書き改めることができる。

$$\begin{aligned}\text{総合評価得点} &= (①+③+⑤) + [(②+④+⑥+⑦) \times 1400 / 800] \\ &= [① + (\frac{② \times 1400}{800})] + [③ + (\frac{④ \times 1400}{800})] + \\ &\quad [⑤ + (\frac{⑥ \times 1400}{800})] + (⑦ \times 1400 / 800)\end{aligned}$$

公法系科目、民事系科目、刑事系科目の各総合点は、上記の算式に従って算出した。

## (2) 法科大学院の成績に関するカテゴリ

法科大学院の開設科目・教育内容は、法科大学院ごとに多様であるが、授業科目として、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目）、法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目）、基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目）、展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のもの）を開設することとされている（平成15年文科省告示第53号「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」5条）。

これらの授業科目のうち、法理論教育の中核となる法律基本科目は、新司法試験の必須科目と対応し、各法科大学院における教育内容にも共通性が高いと言え、その基本部分は、必修科目とされるのが一般的である。また、法律実務基礎科目においても、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育を内容とする科目（法曹倫理あるいはそれに相当する科目）、民事訴訟実務の基礎を内容とする科目、刑事訴訟実務の基礎を内容とする科目は、各法科大学院において共通に開設され、必修科目とされるのが一般的である。

調査対象者の法科大学院の成績データは、各法科大学院で開講されている多様な個別授業科目の成績として提供されたが、分析にあたっては、上記のような法科大学院の授業科目の性格、新司法試験の試験科目との対応を考慮し、必修法律基本科目と必修法律実務基礎科目を軸に、新司法試験の成績と対比すべき法科大学院の成績として、【表2-5】のようなカテゴリを設け、カテゴリごとに、単位取得した授業科目の成績の平均点（単位数による重み付き平均）を算出し、分析の対象とした（不合格科目の得点は、平均点の算出にあたり算入しなかった）。

なお、平均点の算出にあたっては、100点満点の得点を用い、合否判定のみで評価される授業科目は対象から除いた。また、5段階評価の成績しか記録されていなかった1校につい

ては、段階に対応する得点の幅に従い、【表 2-6】のように段階評価を得点に置き換えたうえ、他校と同じ扱いをした。

【表 2-5】法科大学院の成績に関するカテゴリ

	カテゴリ	包含される授業科目	協力校における授業科目の単位数
総合成績	全授業科目	全授業科目	
	必修科目総合 (必修総合)	必修法律基本科目と法律実務基礎科目のうち法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎に相当する必修授業科目	未修者：58～70 単位 既修者：28～40 単位
	必修法律基本科目 (必修法基)	必修法律基本科目	未修者：50～60 単位 既修者：24～30 単位
	2年次以降	2年次以降に配当された必修法律基本科目 (既修者・未修者共通履修)	24～30 単位
		1年次	1年次に配当された必修法律基本科目(未修者のみ履修)
	必修法律実務基礎科目 (必修実務基礎)	法律実務基礎科目のうち法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎に相当する必修授業科目	4～10 単位
	全法律実務基礎科目 (全実務基礎)	全法律実務基礎科目（法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎に相当する授業科目を含む）	
	全基礎法学・隣接科目 (全基礎隣接)	全基礎法学・隣接科目	
	全展開・先端科目 (全展開先端)	全展開・先端科目	
分野別	公法系科目	必修法律基本科目 (公法系法基)	公法系（憲法・行政法に関する分野）の必修法律基本科目
		2年次以降	2年次以降に配当された公法系の必修法律基本科目（既修者・未修者共通履修）
		1年次	1年次に配当された公法系の必修法律基本科目（未修者のみ履修）
	民事系科目	必修科目総合 (民事系必修総合)	民事系の必修法律基本科目と必修法律実務基礎科目（民事訴訟実務の基礎に相当する授業科目）

分野別	民事系科目	必修法律基本科目 (民事系法基)	民事系（民法・商法・民事訴訟法に関する分野）の必修法律基本科目	未修者：28～34 単位 既修者：12～16 単位
		2年次以降	2年次以降に配当された民事系の必修法律基本科目（既修者・未修者共通履修）	12～16 単位
		1年次	1年次に配当された民事系の必修法律基本科目（未修者のみ履修）	16～20 単位
		必修法律実務基礎科目 (民事系実務基礎)	民事訴訟実務の基礎に相当する必修授業科目	2～4 単位
分野別	刑事系科目	必修科目総合 (刑事系必修総合)	刑事系の必修法律基本科目と必修法律実務基礎科目（刑事訴訟実務の基礎に相当する授業科目）	未修者：14～18 単位 既修者：6～12 単位
		必修法律基本科目 (刑事系法基)	刑事系（刑法・刑事訴訟法に関する分野）の必修法律基本科目	未修者：12～14 単位 既修者：4～8 単位
		2年次以降	2年次以降に配当された刑事系の必修法律基本科目（既修者・未修者共通履修）	4～8 単位
		1年次	1年次に配当された民事系の必修法律基本科目（未修者のみ履修）	4～8 単位
	選択科目	必修法律実務基礎科目 (刑事系実務基礎)	刑事訴訟実務の基礎に相当する必修授業科目	2～4 単位
		倒産法	新司法試験の倒産法に対応する授業科目	2～6 単位
		租税法	新司法試験の租税法に対応する授業科目	2～8 単位
		経済法	新司法試験の経済法に対応する授業科目	2～6 単位

\* 必修とされる法律実務基礎科目の範囲は、法科大学院により差異があるが、分析に当たっては、各校に共通する法曹倫理、民事実務の基礎、刑事実務の基礎の3つに相当する科目を必修法律実務基礎科目として扱うこととした。

\* 選択科目に対応する授業科目の範囲は、協力校の指示に従うこととした。

\* 協力校における授業科目の単位数は、必修科目の平均点の算出に用いられた授業科目（合否評価の科目は除く）の単位数及び司法試験の選択科目に対応する授業科目の単位数を示した。

【表 2-6】段階評価の得点への換算

評価	得点の幅	換算点
A +	90～	92
A	80～89	85
B	70～79	75
C	60～69	65

### (3) 調査対象者のグループ化

調査対象者には、前述のとおり、2006 年修了者と 2007 年修了者とが含まれる。両者は、法科大学院修了後 2007 年新司法試験受験までの学修期間に大きな差異があるため、分析にあたり、別個のグループとして区別した。

また、2007 年修了者には、既修者と未修者とが含まれる。両者は、法科大学院における学修期間、学修内容において差異があるため、分析にあたり、2007 年修了者のグループ内において、さらにその下位グループとして区別した（以上のグループ区分を「修了グループ」と呼ぶ）。

以上に加え、調査対象者を大学別に区別することも不可能ではないが、大学別・修了別にグループ分けを行うと、グループごとの調査対象者の数が極めて限定される場合が生じ、統計的分析の意味が乏しくなるほか、調査対象者の個人情報保護との関係でも問題が生じかねない。そこで、本調査においては、各協力校の調査対象者を総合した全校データを修了グループ別に分析することを通じて全体的傾向を析出することを基本とし、そのうえで、2007 年修了者のグループについては、大学別にもデータを分析することにより、全校データと同様の傾向が見られるか否かを検証することとした（2006 年修了者に対する大学別の分析、2007 年修了者を既修者と未修者とに分けた大学別の分析は、上記の理由から、本調査においては実施しないこととした。科目ごとの調査対象者数が限られている選択科目についての大学別の分析も、同様の理由から、実施しないこととした）。

なお、大学別の法科大学院の成績の平均点には若干の差異が見られ、また、新司法試験の成績にも、大学別に若干の差異が見られた。しかし、それは、新司法試験の総合評価合計点において 10%未満の範囲のものであることも考慮し、大学別データを全校データに統合する際、大学間での得点補正等の操作は一切行わなかった。

### (4) 統計的分析

上記の修了グループ別に、新司法試験の合否の結果と法科大学院の成績との関係、対応する分野のカテゴリ間における新司法試験の成績（得点）と法科大学院の成績との相関（相

関係数と散布図) の分析を行った。2007 年修了者については、大学別にも、上記の分析を行った。

【表 2-7】は、相関の分析を行った新司法試験の成績と法科大学院の成績に関するカテゴリの対応を示すものである。

【表 2-7】新司法試験の成績と法科大学院の成績とのカテゴリの対応

新司法試験			総合成績			公法系			民事系			刑事系			選択科目
法科大学院			総合	短答	論文	総合	短答	論文	総合	短答	論文	総合	短答	論文	
総合成績	全授業科目			○	○	○									
	必修科目総合			○	○	○									
		必修法律基本			○	○	○								
	必修実務基礎			○	○	○									
		1 年次			○	○	○								
	その他			○	○	○									
		2 年次以降			○	○	○								
	全実務基礎			○	○	○									
	全基礎隣接			○	○	○									
	全展開先端			○	○	○									
分野別	公法系	必修法律基本					○	○	○						
		1 年次					○	○	○						
		2 年次以降					○	○	○						
	民事系	必修総合								○	○	○			
		必修法律基本								○	○	○			
		1 年次								○	○	○			
	刑事系	2 年次以降								○	○	○			
		必修実務基礎								○	○	○			
		必修総合											○	○	○
選択科目															○

【表 2-7】に示すように、新司法試験の総合成績については、法科大学院の法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のカテゴリとの相関の分析も行った。これらの科目は、新司法試験の出題内容と直接の対応関係にはないが、幅広い知見と先端的・応用的な知見を兼ね備えた法律家を養成するという法科大学院教育の理念を体現した授業科目であることに鑑み、これらの授業科目の成績と新司法試験による選抜との関係についても、試みにデータを得ておく必要があると考えたことによる。

## II 調査の結果

本章では、まず、新司法試験の成績と法科大学院の成績との関連性を分析する前提として、調査対象者の新司法試験の成績、法科大学院の成績のそれぞれについて、成績分布やカテゴリ相互の関係に関する統計量を示し、次いで、新司法試験の成績と法科大学院の成績との関連性に関する統計的分析の結果を示す。

ただし、すでに述べたとおり、①個人情報保護の要請を全うするとともに、②法科大学院教育への悪影響を避けるためには、協力校の特定は厳に避けられなければならない。そのためのやむを得ない措置として、協力校の特定につながる恐れのある情報は、本章における公表の対象から除くこととした。それ故、調査対象者の数は、全校データについてのみ示し、大学別データからは、これを削除した。また、2007年修了者に関する大学別の散布図も除いた。

なお、本章の図表は、巻末に資料編としてまとめて掲げることとする。

### 1 調査対象者の新司法試験の成績及び法科大学院の成績の概要

#### (1) 調査対象者の新司法試験の成績

分析の前提として、調査対象者のグループ別に、新司法試験の成績に関する統計量を示したのが、【表3-1】である。

【表3-1-1】では、修了グループ別及び大学別に、総合成績と必須科目（公法系、民事系、刑事系）の分野について、カテゴリごとの新司法試験の成績の統計量を示した。【表3-1-2】では、修了グループ別に、選択科目について、カテゴリごとの新司法試験の成績の統計量を示した。

【表3-2】は、修了グループ別に、司法試験の成績相互の相関を示したものである。

#### (2) 調査対象者の法科大学院の成績

分析の前提として、調査対象者のグループ別に、法科大学院の成績に関する統計量を示したのが、【表3-3】である。

【表3-3-1】【表3-3-2】では、修了グループ別及び大学別に、総合成績及び公法系、民事系、刑事系の各分野について、カテゴリごとの法科大学院の成績の統計量を示した。【表3-3-3】では、修了グループ別に、選択科目の分野について、カテゴリごとの法科大学院の成績の統計量を示した。

【表3-4】は、修了グループ別に、総合成績及び公法系、民事系、刑事系の各分野について、法科大学院の成績相互の相関を示したものである（公法系、民事系、刑事系の各分野については、法科大学院の成績に関する基本的なカテゴリの中から、相互に包摂・被包摂の関係がない法律基本科目[1年次]、同[2年次以降]、必修実務基礎科目をとりあげた）。

## 2 新司法試験の合否結果と法科大学院の成績

新司法試験の成績の指標として、合否の結果を用い、これと法科大学院の成績との関係について分析を行った結果が【表3-5】～【表3-6】及び【図3-1】である。

### (1) 新司法試験の合否結果グループ別に見た法科大学院の成績の比較

新司法試験の合否の結果に従い、調査対象者を3つのグループ（1：総合評価合格者、2：一次評価合格〔総合評価不合格〕者、3：一次評価不合格者）に分け、合否結果グループ間における法科大学院の成績（新司法試験の合否は総合評価の結果であるから、これに対応する法科大学院の成績として、総合成績の分野の成績をとりあげた）を比較した。

【表3-5-1】では、修了グループ別に、合否結果グループごとの法科大学院の成績を平均点で比較した結果を示した。また、【表3-5-2】では、2007年修了者について大学別に、同じ比較をした結果を示した。【図3-1-1】では、2006年修了者について、【図3-1-2】では、2007年修了者について、それぞれ、合否結果グループごとの法科大学院の成績の分布をヒストグラムで示した。

### (2) 法科大学院の成績段階グループ別に見た新司法試験の合否結果の比率

法科大学院の成績（総合成績の分野）に関するカテゴリごとに、調査対象者を、4つのグループ（60点以上70点未満、70点以上80点未満、80点以上90点未満、90点以上）に分け、成績段階グループ別に新司法試験の総合評価合格者、一次評価合格（総合評価不合格）者、一次評価不合格者の比率を比較した。

【表3-6-1】では、修了グループ別に、上記の比率を比較した結果を示した。また、【表3-6-2】では、2007年修了者について大学別に、上記の比率を比較した結果を示した。

## 3 新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関

新司法試験の成績の指標として、カテゴリごとの得点を用い、新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関について分析を行ったのが【表3-7】～【表3-8】、【図3-2】～【図3-3】である。

### (1) 総合成績及び必須科目

【表3-7-1】では、2006年修了者について、総合成績及び必須科目の分野における新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関を相関係数で示した（対応するカテゴリには網掛けを施した）。【図3-2-1】は、その散布図である。

【表3-7-2】では、2007年修了者について、総合成績及び必須科目の分野における成績との相関を相関係数で示した（対応するカテゴリには網掛けを施した）。【図3-2-2】は、その散布図である。【表3-7-3】では、2007年修了者について大学別に、同じ分野における新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関を相関係数で示した（対応するカテゴリには網掛けを施した）。

## (2) 選択科目

【表 3-8-1】では、2006 年修了者について、選択科目の分野における新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関を相関係数で示した（対応するカテゴリには網掛けを施した）。

【表 3-8-2】では、2007 年修了者について、選択科目の分野における新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関を相関係数で示した（対応するカテゴリには網掛けを施した）。【図 3-3】は、その散布図である。

### III 調査結果に関する所見

本章では、本調査のまとめとして、前章で示した統計的分析の結果に見られる特徴的な点を記述する。

相関の程度の記述に当たっては、相関係数を指標に、「強い程度」（相関係数0.6以上）、「やや強い程度」（相関係数0.4以上0.6未満）、「一応の程度」（相関係数0.2以上0.4未満）という表現を用いた。ただし、この表現は、「強い程度」であるから相関として十分であるとか、「一応の程度」であるから相関として不十分であるというような評価と結びついたものではない。

相関の強弱を評価する絶対的な尺度は存在しないが、比較対照の目安として、例えば、調査対象者の新司法試験における短答式試験と論文式試験との間の相関を見ると、【表4-1】のとおりである。

【表4-1】新司法試験における短答式試験と論文式試験との相関の程度

		総合評価	公法系	民事系	刑事系
2006年修了者		一応の程度に満たない(.181)	一応の程度に満たない(-.042)	一応の程度に満たない(.090)	一応の程度(.287)
2007年修了者	全体	やや強い程度(.546)	一応の程度(.289)	一応の程度(.385)	一応の程度(.275)
	既修者	やや強い程度(.483)	一応の程度(.235)	一応の程度(.373)	一応の程度に満たない(.113)
	未修者	やや強い程度(.585)	一応の程度(.313)	やや強い程度(.417)	一応の程度(.358)

#### 1 2006年修了者と2007年修了者

##### (1) 2006年修了者

① 調査対象となった2006年修了者は、新司法試験の総合成績、必須科目のいずれにおいても、その総合点及び論文式試験得点の平均点において、2007年修了者を下回るが、短答式試験得点の平均点においては、これを上回る（【表3-1-1】）。

② 新司法試験の合否結果グループ別に見た法科大学院の成績の比較（平均点について【表3-5-1】、成績分布について【図3-1-1】）及び法科大学院の成績段階グループ別に見た新司法試験の合否結果の比率の比較（【表3-6-1】）のいずれにおいても、2006年修

了者については、2007 年修了者に見られるような一貫した傾向（後述④⑥参照）は認められない。

③ 2006 年修了者について、総合成績及び必須科目の分野における新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関を見ると、対応するカテゴリ間で「一応の程度」以上の相関が認められるのは、「法科大学院の必修実務基礎・全実務基礎－新司法試験の総合評価総合点・論文式総合点」の間に限られる。他のカテゴリにおいては、相関は「一応の程度」に満たない（【表 3-7-1】）。

## （2）2007 年修了者

④ 新司法試験の合否結果グループ別に法科大学院の成績を比較すると、2007 年修了者のグループ別の平均点は、法科大学院の成績に関するいずれのカテゴリにおいても、総合評価合格者が最も高く、次いで一次評価合格（総合評価不合格）者、一次評価不合格者の順となっている（【表 3-5-1】。グループ別の成績分布は、【図 3-1-2】参照）。

⑤ 2007 年修了者について大学別に、上記グループ別に見た法科大学院の成績を比較すると、グループ別の平均点は、いずれの大学においても、法科大学院の成績に関するカテゴリの大部分（全授業科目、必修科目総合、必修法律基本科目〔全、1 年次、2 年次以降〕）において、上記と同じ関係にある（【表 3-5-2】）。

⑥ 法科大学院の成績段階グループ別に見た新司法試験の合否結果の比率を比較すると、2007 年修了者のグループ別の総合評価合格者の比率は、法科大学院の成績に関するほぼすべてのカテゴリ（基礎法学・隣接科目を除く）において、法科大学院の成績段階が上位のグループほど、高くなっている（【表 3-6-1】）。

⑦ 2007 年修了者について大学別に、上記グループ別に見た新司法試験の合否結果の比率を比較すると、グループ別の総合評価合格者の比率は、法科大学院の成績に関するほぼすべてのカテゴリ（基礎法学・隣接科目を除く）において、概ね上記と同じ関係にある（【表 3-6-2】）。

⑧ 2007 年修了者について、総合成績及び必須科目の分野における新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関を見ると、ほぼすべての対応するカテゴリの間（「法科大学院の全基礎隣接－新司法試験の総合評価総合点・短答式総合点」の間を除く）において、「一応の程度」以上の相関が認められる。相関の程度は、分野及び未修者・既修者で異なる（【表 3-7-2】）。

⑨ 分野ごとの対応するカテゴリの間における相関の程度は、【表 4-2】（本章章末に掲げる）に色分けで示した。総合成績の分野では、法科大学院の全授業科目、必修科目に関するカテゴリ（必修科目総合、必修法律基本科目〔全、1 年次、2 年次以降〕、必修実務基礎科目）において、「やや強い程度」の相関が認められる。全実務基礎科目、全展開・先端

科目のカテゴリにおいても、「一応の程度」の相関が認められる。全基礎法学・隣接科目のカテゴリにおいては、相関は「一応の程度」に満たない。民事系の分野では、実務基礎科目を除いたカテゴリにおいて、「やや強い程度」の相関が認められる。民事系の分野における実務基礎科目のカテゴリ、公法系、刑事系の分野における各カテゴリにおいては、「一応の程度」の相関が認められる。

⑩ 2007 年修了者について大学別に、総合成績及び必須科目的分野における新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関を見ると、2007 年修了者全体について「やや強い程度」の相関が認められたカテゴリにおいては、いずれの大学においても、「一応の程度」以上の相関が認められる。全基礎法学・隣接科目のカテゴリにおいては、6 校中 3 校で、新司法試験の総合評価総合点及び論文式総合点との間に「一応の程度」以上の相関が認められるが、残りの 3 校では、相関は「一応の程度」に満たない（短答式総合点との間では、6 校中 5 校で、相関は「一応の程度」に満たない）。全展開・先端科目的カテゴリにおいては、「強い程度」あるいは「やや強い程度」の相関が認められる大学もあるが、相関がほとんど認められない大学もある。刑事系の分野では、新司法試験の短答式試験との間では、いずれの大学においても、「一応の程度」以上の相関が認められるが、新司法試験の総合点及び論文式試験との間では、「やや強い程度」の相関が認められる大学がある反面、相関が「一応の程度」に満たない大学もある（【表 3-7-3】【表 4-2】）。

## 2 未修者と既修者

① 調査対象となった未修者は、新司法試験の総合成績、必須科目のいずれにおいても、総合点及び論文式試験得点の平均点において、既修者を上回るが、短答式試験得点の平均点においては、これを下回る（【表 3-1-1】）。

② 調査対象となった未修者は、新司法試験の成績及び法科大学院の成績のいずれにおいても、既修者よりも標準偏差が大きく、成績の散らばりが大きい（【表 3-1-1】【表 3-3-1】【表 3-3-2】）。

③ 新司法試験の合否結果グループ別に見た法科大学院の成績を比較すると、未修者、既修者いずれにおいても、グループ別の平均点は、法科大学院の成績に関するすべてのカテゴリにおいて、総合評価合格者が最も高く、次いで一次評価合格（総合評価不合格）者、一次評価不合格者の順となる。総合評価合格者の法科大学院の成績は、未修者が既修者を上回る（【表 3-5-1】）。

④ 法科大学院の成績段階グループ別に見た新司法試験の合否結果の比率を比較すると、未修者は、全基礎法学・隣接科目のカテゴリを除くすべてのカテゴリにおいて、法科大学院の成績段階が上位のグループほど、総合評価合格者の比率が高く、グループ間の比率の差異も大きい。他方、既修者において、法科大学院の成績段階が上位のグループほど総合

評価合格者の比率が高くなっているのは、必修科目総合及び必修法律基本科目のカテゴリに限られ、それらのカテゴリにおいても、成績段階が最も低い 60 点以上 70 点未満のグループにおける総合評価合格者の比率が 40% を超え、70 点以上 80 点未満のグループとの間の差異が小さい（【表 3-6-1】）。

⑤ 総合成績及び必須科目的分野における新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関を見ると、未修者については、総合成績の分野における全授業科目、必修科目総合、必修法律基本科目（全、1 年次、2 年次以降）、実務基礎科目（必修、全）のカテゴリにおいて、「やや強い程度」（相関係数 0.5 台。必修法律基本科目 1 年次、全実務基礎科目については、相関係数 0.4 台）の相関が認められ、民事系の分野においても、実務基礎科目を除き、「やや強い程度」の相関が認められる。新司法試験の総合成績と全基礎法学・隣接科目との間にも「一応の程度」の相関が認められ、新司法試験の総合成績と全展開・先端科目との間には、「やや強い程度」の相関が認められる。公法系、刑事系の分野においても、「一応の程度」（相関係数 0.3 台。必修法律基本科目 1 年次については、0.2 台）の相関が認められる（【表 3-7-2】【表 4-2】）。

⑥ 総合成績及び必須科目的分野における新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関を見ると、既修者については、総合成績の分野における全授業科目、必修科目総合、必修法律基本科目、実務基礎科目（必修、全）のカテゴリにおいて、「一応の程度」（ただし、「法科大学院の必修法律基本科目－新司法試験の総合評価総合点」の間では「やや強い程度」）の相関が認められるが、相関の程度は未修者に比べて弱い。新司法試験の総合成績と全基礎法学・隣接科目、全展開・先端科目との間では、相関は「一応の程度」に満たない。公法系、民事系の分野においては、対応するカテゴリの間で「一応の程度」の相関は認められるが、刑事系の分野においては、相関は「一応の程度」に満たない（【表 3-7-2】【表 4-2】）。

⑦ 未修者と既修者を比較すると、未修者は対応するカテゴリのすべてにおいて、既修者よりも強い程度の相関が認められる。両者の間では、全展開・先端科目のカテゴリにおける相関、刑事法の分野における相関において、差異が顕著である。

### 3 分野別・科目別

① 公法系、民事系、刑事系の各分野における修了グループ別の相関の概略は、【表 4-2】に図解し、また 1-⑨、2-⑤⑥に記述した。

② 2007 年修了者について分野別に見た場合、新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関は、民事系の分野が最も強く、公法系、刑事系の分野の相関は、これよりも弱い。法科大学院の民事系科目の成績については、新司法試験の公法系、刑事系の成績との間にも、「一応の程度」の相関が認められる（【表 3-7-2】）。

③ 刑事系の分野においては、他の分野に比較して、既修者と未修者との間で相関のあり方に顕著な差異が認められる。

④ 未修者の必修法律基本科目的成績は、総合成績、公法系、民事系、刑事系の各分野を通じ、1年次の科目的成績よりも2年次以降の科目的成績の方が、新司法試験の成績との間の相関が強い傾向にある。

⑤ 新司法試験の出題内容と直接の対応がない実務基礎科目、展開・先端科目についても、新司法試験の総合成績との間に「一応の程度」あるいは「やや強い程度」の相関が認められる。これに対し、基礎法学・隣接科目については、新司法試験の成績との相関は「一応の程度」に満たない。

⑥ 選択科目的分野における新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関を見ると、環境法において、「強い程度」の相関が認められ、倒産法、経済法、知的財産法において、「一応の程度」の相関が認められる（【表3-8-2】）。

#### 4 論文式試験と短答式試験

① 調査対象者について、2006年修了者と2007年修了者、既修者と未修者の間で見られる論文式試験と短答式試験の成績の差異は、1-①、2-①で記載したとおりである。

② 新司法試験の短答式試験と論文式試験のいずれが法科大学院の成績と強く相関するかについては、分野及び大学ごとに異なり、一貫した傾向は見いだされない（【表3-7-3】【表4-2】）。ただし、論文式試験は、短答式試験による一次評価合格者についてのみ評価されるから、選抜の結果、受験者が短答式試験に比べ均質化すれば、短答式試験よりも相関が現れにくい可能性もある（選抜効果）。

【表4-2】相関の程度（2007年修了者）

A 総合成績

(1) 全校

①全体

		LS全授業科目	LS必修総合	LS必修法律基本全	LS必修法律基本1	LS必修法律基本2～	LS必修実務基礎	LS全実務基礎	LS全基礎隣接	LS全先端展開
司試総合点	Pearson の相関係数	.488**	.540**	.525**	.470**	.537**	.461**	.428**	.197**	.327**
	N	385	385	385	240	385	385	385	385	385
司試短答式	Pearson の相関係数	.446**	.490**	.471**	.495**	.480**	.424**	.396**	.102*	.256**
	N	502	502	502	328	502	502	502	502	502
司試論文式	Pearson の相関係数	.482**	.531**	.519**	.463**	.528**	.436**	.403**	.204**	.332**
	N	385	385	385	240	385	385	385	385	385

②未修者

司試総合点	Pearson の相関係数	.568**	.586**	.565**	.470**	.575**	.541**	.493**	.236**	.437**
	N	240	240	240	240	240	240	240	240	240
司試短答式	Pearson の相関係数	.522**	.568**	.556**	.495**	.543**	.487**	.426**	.095	.331**
	N	328	328	328	328	328	328	328	328	328
司試論文式	Pearson の相関係数	.560**	.573**	.556**	.463**	.566**	.512**	.470**	.247**	.439**
	N	240	240	240	240	240	240	240	240	240

③既修者

司試総合点	Pearson の相関係数	.258**	.406**	.411**	/	.411**	.223**	.237**	.125	.074
	N	145	145	145	/	145	145	145	145	145
司試短答式	Pearson の相関係数	.261**	.328**	.316**	/	.316**	.244**	.296**	.128	.119
	N	174	174	174	/	174	174	174	174	174
司試論文式	Pearson の相関係数	.253**	.391**	.399**	/	.399**	.206*	.213**	.125	.084
	N	145	145	145	/	145	145	145	145	145

	0.2～	0.3～	0.4～	0.5～	0.6～

\*\*. 相関係数は 1% 水準で有意（両側）です。

\*. 相関係数は 5% 水準で有意（両側）です。

## (2) 大学別

### ①大学 1

		LS全授業科目	LS必修総合	LS必修法律基本全	LS必修法律基本1	LS必修法律基本2～	LS必修実務基礎	LS全実務基礎	LS全基礎隣接	LS全先端展開
司試総合点	Pearson の相関係数	.467**	.509**	.516**	.611*	.511**	.296*	.338**	.172	.386**
司試短答式	Pearson の相関係数	.492**	.523**	.508**	.711**	.499**	.425**	.502**	.159	.317**
司試論文式	Pearson の相関係数	.438**	.478**	.487**	.557*	.486**	.264*	.297*	.168	.373**

### ②大学 2

司試総合点	Pearson の相関係数	.642**	.615**	.592**	.572**	.618**	.626**	.625**	.242	.581**
司試短答式	Pearson の相関係数	.412**	.387**	.376**	.401*	.417**	.379**	.340**	.150	.355**
司試論文式	Pearson の相関係数	.650**	.623**	.601**	.572**	.622**	.625**	.635**	.246	.604**

### ③大学 3

司試総合点	Pearson の相関係数	.744**	.691**	.666**	.772**	.748**	.654**	.654**	.416	.617**
司試短答式	Pearson の相関係数	.585**	.591**	.601**	.644**	.647**	.491*	.491*	.257	.384
司試論文式	Pearson の相関係数	.744**	.687**	.659**	.755**	.734**	.649**	.649**	.398	.637**

### ④大学 4

司試総合点	Pearson の相関係数	.498*	.517*	.535*	.360	.635**	.217	.217	.104	.417
司試短答式	Pearson の相関係数	.480**	.605**	.614**	.492**	.648**	.369*	.369*	.004	.105
司試論文式	Pearson の相関係数	.517*	.517*	.534*	.365	.631**	.224	.224	.131	.469*

### ⑤大学 5

司試総合点	Pearson の相関係数	.350**	.503**	.484**	.373	.505**	.373**	.362**	.113	.073
司試短答式	Pearson の相関係数	.367**	.376**	.320**	.539*	.344**	.373**	.308**	-.059	.254*
司試論文式	Pearson の相関係数	.371**	.507**	.496**	.427	.513**	.350**	.344**	.151	.102

### ⑥大学 6

司試総合点	Pearson の相関係数	.555**	.565**	.538**	.449**	.557**	.521**	.452**	.273**	.388**
司試短答式	Pearson の相関係数	.563**	.600**	.587**	.548**	.558**	.460**	.396**	.178**	.340**
司試論文式	Pearson の相関係数	.534**	.541**	.517**	.431**	.541**	.487**	.420**	.278**	.375**

	0.2～	0.3～	0.4～	0.5～	0.6～

\*\*. 相関係数は 1% 水準で有意（両側）です。

\*. 相関係数は 5% 水準で有意（両側）です。

## B 公法系分野

### (1) 全校

#### ①全体

		LS公法系法律 基本全	LS公法系法律 基本1	LS公法系法律 基本2～
司試公法系総合	Pearson の相関係数	.326**	.283**	.300**
	N	385	240	385
司試公法系短答式	Pearson の相関係数	.279**	.282**	.262**
	N	502	328	502
司試公法系論文式	Pearson の相関係数	.310**	.280**	.276**
	N	385	240	385

#### ②未修者

司試公法系総合	Pearson の相関係数	.380**	.283**	.329**
	N	240	240	240
司試公法系短答式	Pearson の相関係数	.358**	.282**	.312**
	N	328	328	328
司試公法系論文式	Pearson の相関係数	.360**	.280**	.298**
	N	240	240	240

#### ③既習者

司試公法系総合	Pearson の相関係数	.225**		.225**
	N	145		145
司試公法系短答式	Pearson の相関係数	.205**		.205**
	N	174		174
司試公法系論文式	Pearson の相関係数	.211*		.211*
		145		145

	0. 2～	0. 3～	0. 4～	0. 5～	0. 6～

\*\*. 相関係数は 1% 水準で有意（両側）です。

\*. 相関係数は 5% 水準で有意（両側）です。

## (2) 大学別

### ①大学 1

		LS公法系法律 基本全	LS公法系法律 基本 1	LS公法系法律 基本 2
司試公法系総合	Pearson の相関係数	.321**	-.083	.354**
司試公法系短答式	Pearson の相関係数	.309**	.573*	.306**
司試公法系論文式	Pearson の相関係数	.297*	-.183	.322**

### ②大学 2

司試公法系総合	Pearson の相関係数	.330*	.443*	.256
司試公法系短答式	Pearson の相関係数	.170	.343*	.114
司試公法系論文式	Pearson の相関係数	.369*	.468*	.295

### ③大学 3

司試公法系総合	Pearson の相関係数	.553*	.464	.587*
司試公法系短答式	Pearson の相関係数	.437*	.424	.404
司試公法系論文式	Pearson の相関係数	.554*	.436	.600*

### ④大学 4

司試公法系総合	Pearson の相関係数	.459*	.260	.493*
司試公法系短答式	Pearson の相関係数	.511**	.543**	.423*
司試公法系論文式	Pearson の相関係数	.447*	.256	.473*

### ⑤大学 5

司試公法系総合	Pearson の相関係数	.176	.350	.228
司試公法系短答式	Pearson の相関係数	.144	.107	.222*
司試公法系論文式	Pearson の相関係数	.184	.466	.231

### ⑥大学 6

司試公法系総合	Pearson の相関係数	.364**	.300**	.310**
司試公法系短答式	Pearson の相関係数	.411**	.321**	.369**
司試公法系論文式	Pearson の相関係数	.318**	.281**	.256**

	0. 2~	0. 3~	0. 4~	0. 5~	0. 6~

\*\*. 相関係数は 1% 水準で有意（両側）です。

\*. 相関係数は 5% 水準で有意（両側）です。

## C 民事系分野

### (1) 全校

#### ①全体

		LS民事系必修総合	LS民事系法律基本全	LS民事系法律基本1	LS民事系法律基本2～	LS民事系実務基礎
司試民事系総合	Pearson の相関係数	.466**	.455**	.433**	.424**	.335**
	N	385	385	240	385	385
司試民事系短答式	Pearson の相関係数	.462**	.440**	.477**	.439**	.377**
	N	502	502	328	502	502
司試民事系論文式	Pearson の相関係数	.433**	.426**	.402**	.391**	.295**
	N	385	385	240	385	385

#### ②未修者

司試民事系総合	Pearson の相関係数	.497**	.487**	.433**	.442**	.369**
	N	240	240	240	240	240
司試民事系短答式	Pearson の相関係数	.551**	.538**	.477**	.501**	.421**
	N	328	328	328	328	328
司試民事系論文式	Pearson の相関係数	.455**	.447**	.402**	.403**	.320**
	N	240	240	240	240	240

#### ③既修者

司試民事系総合	Pearson の相関係数	.361**	.352**		.352**	.249**
	N	145	145		145	145
司試民事系短答式	Pearson の相関係数	.306**	.290**		.290**	.227**
	N	174	174		174	174
司試民事系論文式	Pearson の相関係数	.329**	.321**		.321**	.234**
	N	145	145		145	145

	0. 2～	0. 3～	0. 4～	0. 5～	0. 6～

\*\*. 相関係数は 1% 水準で有意（両側）です。

\*. 相関係数は 5% 水準で有意（両側）です。

## (2) 大学別

### ①大学 1

		LS民事系必修総合	LS民事系法律基本全	LS民事系法律基本 1	LS民事系法律基本 2～	LS民事系実務基礎
司試民事系総合	Pearson の相関係数	.483**	.464**	.632*	.435**	.385**
司試民事系短答式	Pearson の相関係数	.463**	.455**	.678**	.432**	.289*
司試民事系論文式	Pearson の相関係数	.452**	.431**	.557*	.410**	.385**

### ②大学 2

司試民事系総合	Pearson の相関係数	.559**	.540**	.468*	.550**	.636**
司試民事系短答式	Pearson の相関係数	.440**	.432**	.404*	.528**	.434**
司試民事系論文式	Pearson の相関係数	.542**	.520**	.450*	.511**	.634**

### ③大学 3

司試民事系総合	Pearson の相関係数	.604*	.611**	.718**	.539*	.271
司試民事系短答式	Pearson の相関係数	.580**	.605**	.669**	.589**	.239
司試民事系論文式	Pearson の相関係数	.564*	.570*	.657*	.483*	.238

### ④大学 4

司試民事系総合	Pearson の相関係数	.436*	.446*	.292	.575**	.195
司試民事系短答式	Pearson の相関係数	.550**	.541**	.381*	.684**	.401*
司試民事系論文式	Pearson の相関係数	.408	.419	.286	.529*	.170

### ⑤大学 5

司試民事系総合	Pearson の相関係数	.519**	.480**	.225	.470**	.392**
司試民事系短答式	Pearson の相関係数	.352**	.289**	.483*	.252*	.365**
司試民事系論文式	Pearson の相関係数	.482**	.452**	.302	.441**	.341**

### ⑥大学 6

司試民事系総合	Pearson の相関係数	.466**	.451**	.392**	.429**	.350**
司試民事系短答式	Pearson の相関係数	.558**	.540**	.501**	.494**	.422**
司試民事系論文式	Pearson の相関係数	.416**	.406**	.350**	.389**	.287**

	0.2～	0.3～	0.4～	0.5～	0.6～

\*\*. 相関係数は 1% 水準で有意（両側）です。

\*. 相関係数は 5% 水準で有意（両側）です。

## D 刑事系

### (1) 全校

#### ①全体

		LS刑事系必修総合	LS刑事系法律基本全	LS刑事系法律基本1	LS刑事系法律基本2～	LS刑事系実務基礎
司試刑事系総合	Pearson の相関係数	.261**	.238**	.221**	.273**	.241**
	N	385	385	240	385	385
司試刑事系短答式	Pearson の相関係数	.318**	.292**	.292**	.298**	.238**
	N	502	502	328	502	502
司試刑事系論文式	Pearson の相関係数	.246**	.226**	.215**	.260**	.224**
	N	385	385	240	385	385

#### ②未修者

	Pearson の相関係数	.365**	.333**	.221**	.368**	.355**
	N	240	240	240	240	240
司試刑事系短答式	Pearson の相関係数	.381**	.366**	.292**	.359**	.279**
	N	328	328	328	328	328
司試刑事系論文式	Pearson の相関係数	.358**	.327**	.215**	.361**	.348**
	N	240	240	240	240	240

#### ③既修者

司試刑事系総合	Pearson の相関係数	.017	.035		.035	-.023
	N	145	145		145	145
司試刑事系短答式	Pearson の相関係数	.147	.107		.107	.159*
	N	174	174		174	174
司試刑事系論文式	Pearson の相関係数	.000	.024		.024	-.047
	N	145	145		145	145

	0. 2～	0. 3～	0. 4～	0. 5～	0. 6～

\*\*. 相関係数は 1% 水準で有意（両側）です。

\*. 相関係数は 5% 水準で有意（両側）です。

## (2) 大学別

### ①大学 1

		LS刑事系必修総合	LS刑事系法律基本全	LS刑事系法律基本 1	LS刑事系法律基本 2	LS刑事系実務基礎
司試刑事系総合	Pearson の相関係数	.084	.117	.615*	.136	.015
司試刑事系短答式	Pearson の相関係数	.367**	.295*	.411	.354**	.350**
司試刑事系論文式	Pearson の相関係数	.021	.070	.629*	.081	-.045

### ②大学 2

司試刑事系総合	Pearson の相関係数	.529**	.519**	.446*	.496**	.437**
司試刑事系短答式	Pearson の相関係数	.289*	.263*	.363*	.241	.305*
司試刑事系論文式	Pearson の相関係数	.513**	.506**	.419*	.483**	.415**

### ③大学 3

司試刑事系総合	Pearson の相関係数	.571*	.507*	.511	.562*	.474
司試刑事系短答式	Pearson の相関係数	.416*	.374	.505*	.267	.374
司試刑事系論文式	Pearson の相関係数	.576*	.512*	.494	.577*	.477

### ④大学 4

司試刑事系総合	Pearson の相関係数	.282	.271	.381	-.003	.197
司試刑事系短答式	Pearson の相関係数	.396*	.395*	.313	.332	.255
司試刑事系論文式	Pearson の相関係数	.280	.271	.357	.018	.195

### ⑤大学 5

司試刑事系総合	Pearson の相関係数	.141	.122	.198	.162	.121
司試刑事系短答式	Pearson の相関係数	.287**	.252*	.641**	.253*	.175
司試刑事系論文式	Pearson の相関係数	.140	.132	.144	.166	.103

### ⑥大学 6

司試刑事系総合	Pearson の相関係数	.287**	.250**	.161*	.316**	.310**
司試刑事系短答式	Pearson の相関係数	.371**	.363**	.266**	.373**	.227**
司試刑事系論文式	Pearson の相関係数	.277**	.238**	.160*	.302**	.305**

	0.2~	0.3~	0.4~	0.5~	0.6~

\*\*. 相関係数は 1% 水準で有意（両側）です。

\*. 相関係数は 5% 水準で有意（両側）です。

## IV 今後の課題

### 1 調査結果の意味・評価

本報告書で示した調査結果は、調査対象者の新司法試験の成績と法科大学院の成績という専ら客観的な数値に基づいたものである。分析の所見として示したところも、統計的な分析の結果に現れた特徴的な点を文章として記述したにとどまる。

もとより、このような所見自体、従来客観的に確認し得なかったものであり、法科大学院、新司法試験の双方にとって、自らのあり方を点検するうえで貴重な手がかりを供し得る。もっとも、これらの所見が法科大学院教育と新司法試験との連携のあり方について、何を意味し、いかなる評価を受けるべきかについては、本報告書で示した数量的分析のみから1つの見方を定めることは難しい。

例えば、統計的分析の結果を極めて大まかに概括すれば、①2006年修了者については、新司法試験の成績と法科大学院の成績との間に関連性は確認できなかった、②2007年修了者については、そこに一定の関連性を認めることができた、③ただし、関連性の程度には、既修者と未修者、科目分野、大学別に差異が認められた、ということができる。このような整理に対しては、まずもって、②の「一定の関連性」が、十分な関連性なのかが問われるかもしれない。しかし、本調査は、これまでに類例のないものだけに、比較の素材にも欠け、上記の問に対し、本調査の結果得られた数値のみから解答を与えることには無理がある。同様に、③の既修者と未修者、科目分野、大学別に見られた関連性の程度の差異についても、その意味を明らかにしたり、評価を下したりすることに対し、本調査の結果得られた数値がなし得ることには限界がある。

そのような調査結果の意味や評価に踏み込んだ議論をするためには、すでに述べたように、地道なデータの積み重ねによる経年的変化の追跡、比較や、法科大学院における教育の内容・新司法試験の出題の内容等に踏み込んだ分析が不可欠である。それは、本調査の次の段階の課題である。

以上のような基本的認識に立ったうえで、所見の意味、評価について、若干の点を補足する。

・ 2006年修了者 本調査を見る限り、2006年修了者については、法科大学院の成績と新司法試験の成績との間に関連性を確認することができなかった。しかし、2006年修了者は、2年間の法科大学院における学修後、1年以上の期間をおいて2007年新司法試験を受験したグループであり、新司法試験の成績には、法科大学院修了後の（したがって法科大学院の成績には反映しない）学修が影響していると考えられる。そのことは、新司法試験の受験資格が法科大学院修了後の5年間に3回の範囲で認められていることを前提とすれば、

制度上も予定されていることであり、2006 年修了者に関する調査結果は、法科大学院教育と新司法試験との連携について、直ちに問題を提起するものではないといえる。

・未修者と既修者 本調査を見る限り、未修者グループの方が既修者グループよりも、法科大学院の成績と新司法試験の成績との間に強い関連性が認められた。もっとも、この点が未修者と既修者の差異であると即断してよいかには問題も残る。なぜなら、未修者グループと既修者グループとの間には、未修者と既修者という違いとは別の違いが伏在し、それが結果に影響している可能性も否定できないからである。

例えば、学生構成における既修者と未修者の割合は、大学ごとに差異が大きく、未修者グループと既修者グループでは、大学構成にも差異がある。それ故、既修者グループと未修者グループに現れた差異は、未修者と既修者の違いに起因するものである可能性とともに、大学の違いに起因するものである可能性もある。もとより、それ以外の差異が伏在し、既修者グループと未修者グループに現れた差異に影響している可能性もある。この点は、さらに検討が必要である。

・大学別の差異 本調査を見る限り、法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性の程度には、大学ごとに差異が認められた。とりわけ、刑事法の分野では、大学間で相関の程度に顕著な差異が見られた。もっとも、上記の未修者と既修者の場合と同様、大学間に見られた差異が、直ちに大学の教育のあり方の差異と結びつけられてよいかには、問題も残る。

例えば、上述した未修者と既修者の場合の裏返しであるが、刑事法の分野において相関の程度が低い大学は既修者の割合が高く、相関の程度が高い大学は未修者の割合が高い。それ故、大学間に見られた差異は、既修者と未修者の差異に起因するものである可能性も否定できない。もとより、ここでも、それ以外の要因が潜在している可能性もある。この点も、さらに検討が必要である。

## 2 調査方法に関する問題

本調査は、新司法試験の成績と法科大学院の成績との関連性の検証について、継続的調査を見据えた調査方法の検討をも目的としていた。この点に関し、本調査を通じて浮かび上がった今後の課題として、いくつかのことが指摘できる。

第 1 に、新司法試験を受験する前年以前に法科大学院を修了した者（以下、「受験前年以前の修了者」という）の扱いである。今回の調査は、協力校を修了し、2007 年新司法試験を受験した者すべてを対象としたため、調査対象者には、2006 年修了者と 2007 年修了者の双方が含まれていた。しかし、受験前年以前の修了者の新司法試験の成績には、法科大学院の成績には反映し得ない法科大学院修了から新司法試験受験までの学修が影響する。それ故、受験前年以前の修了者の新司法試験の成績と法科大学院在学時の成績との関連性を

問うことが、法科大学院教育と新司法試験との有機的連携のあり方を検証するうえで、いかなる意味を有するかについては、今回の分析結果も踏まえ、さらに検討する必要がある。

第2に、調査にあたり、大学別データの分析に主眼をおくか、全校データの分析に主眼を置くかである。法科大学院の規模は様々であり、調査項目に応じたグループ化を施すと単独では十分な調査対象者が得られない大学もある。加えて、調査対象者の個人情報保護を徹底し、法科大学院教育への悪影響を回避するため、大学の匿名性を確保しようとすれば、大学別の分析には、結果の公表・利用において限界もある。これらの事情も考慮し、本調査では、主として全校データについて修了グループ別の分析を行い、その結果について、大学別データにおいても同様の傾向が見られるかを確認した。しかし、法科大学院の教育内容と成績評価は、大学ごとに異なる。そのことを前提とすれば、大学別の分析に主眼をおいた調査方法も考えられる。この点についてどのような立場をとるかは、今回の経験と分析結果を踏まえつつ、検討を要する問題である。なお、全校データを用いる場合には、大学間の格差をどのように扱うのかも問題となる。

第3に、選択科目に関する検証の方法である。選択科目の分野については、新司法試験に対応する法科大学院の授業科目の科目数、その合計単位数に大学別の違いが大きいばかりでなく、新司法試験の選択科目受験者が、それに対応する法科大学院の授業科目すべてについて単位取得をしているとは限らない。法科大学院の教育に大学別の差異が大きい反面、大学別に見ると、科目ごとの調査対象者の数が極めて小さくなる。これらの点で、法科大学院における成績をどのような尺度で捉え、新司法試験の成績と対比するかには、困難な問題が含まれている。

なお、新司法試験の選択科目に対応する法科大学院の授業科目は、新司法試験で当該選択科目を受験する者以外も履修し単位を取得する。この点が選択科目の相関に与える影響についても留意が必要である（例えば、選択科目受験者はそうでない者よりも法科大学院において当該選択科目に対応する授業科目に熱心に取り組むとすれば、その結果、成績分布が上位に偏ることも考えられる）。

第4に、分析の視点の定め方である。本調査は、試行的なものであり、法科大学院の成績と新司法試験の成績との間の関連性の有無について、できる限り広く項目をとりあげ、概括的な分析を行った。これに対し、今後の調査では、それと併行して、一定の仮説を立てたうえで、その仮説を検証するための統計分析を設計し、実施することも考えられる。本調査の結果も踏まえ、適切な検証課題となる仮説を立てることが可能か等、検討の必要があろう。

本調査は、6校の協力校について行われた。そこで見いだされた問題を究明するには、より広い協力校について調査を行うことも考えられる。この点についても、今後の調査体勢

のあり方を視野に入れつつ、検討する必要がある。

### 3 終わりに

本報告書は、「法科大学院協会は、検証ワーキンググループにおいて、法務省が各法科大学院に提供する司法試験の成績と各法科大学院における成績との関連性を検証するための資料を調製し、これを他のメンバーに報告する責任を負うものとする」との五者協議会の確認に基づき、法科大学院協会が作成した「司法試験の成績と各法科大学院における成績との関連性を検証するための資料」である。

調査の過程では、法科大学院協会内外の多数の方々の協力を得た。なかでも、本調査の意義を理解し、協力を惜しまれなかった6校の協力校と、法科大学院協会の作業を見守り、様々な助言をいただいた検証ワーキンググループのメンバーには、心から謝意を表する。

本報告書が、法科大学院教育と新司法試験との有機的連携のあり方に関する建設的な議論とそのためのよりよい検証のあり方の検討にとって、一助となれば幸いである。